

警察庁訓令第5号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

警察庁長官 佐藤 英彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令

(警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令の一部改正)

第1条 警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令(昭和34年警察庁訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同国際捜査研修所長」の次に「、同財務捜査研修センター所長」を加える。

別紙第1警察大学校の項中「国際捜査研修所」の次に「、財務捜査研修センター」を加える。

(警察教養細則の一部改正)

第2条 警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(財務捜査研修センターの課程)

第9条の2 警察大学校の財務捜査研修センターにおいては、次に掲げる課程を行うものとする。

- (1) 警察職員に財務に関する専門的な知識及び技術を必要とする捜査(以下「財務捜査」という。)に係る職務に必要な専門的事項を修得させるための課程
- (2) 警察職員に財務捜査に関する学術を発展させ、これを警察実務に応用するための調査研究を行わせる課程

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。